

ケーブルライン光電話利用規約 新旧対照表

旧	新
<p>第5条（契約の解除等）</p> <p>●加入者は、「契約内容のご案内」書面の受領日から起算して8日を経過するまでの期間、文書により契約の解除を行うことができます。</p>	<p>第5条（契約の解除等）</p> <p>●加入者は、「契約内容のご案内」書面の受領日または電子交付した旨の通知が到達した日から起算して8日を経過するまでの期間、文書により契約の解除を行うことができます。</p>
<p>附則 本規約は2026年1月1日より施行します。</p>	<p>附則 本規約は2026年7月1日より施行します。</p>